

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容	根拠法令及び条項	特定増改築に係る届出に係る措置命令 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第4項
	所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
	処 関 係 条 項	
	基 準	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）